

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記の委託業務について、簡易公募型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成 27 年 11 月（令和 5 年 3 月一部改訂）」）及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（令和 6 年 7 月）」に準拠）に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和 7 年 3 月 12 日

青森県知事 宮下 宗一郎

記

1. 業務概要

（1）業務名

河砂委第 3002 号 中村川流域治水計画作成業務委託

（2）業務目的

本業務は、令和 4 年 8 月豪雨により著しい浸水被害が発生した二級河川中村川水系について、流域全体の治水安全度の向上や地域の浸水被害防止を図るため、洪水防御方式の精査及び洪水調節施設の精査等を行い、主にハード対策を定める河川整備計画（変更）及び総合的な浸水被害対策等を定める流域水害対策計画などの流域治水計画の作成を行うものであり、技術的に高度な知識が必要であるとともに、専門的な技術力が要求される業務である。

（3）主たる業務内容

流域治水計画作成 N=1 式

- ・河川整備計画等策定に向けた検討
- ・洪水調節施設の精査
- ・流域治水計画（案）の作成
- ・公聴会等運営補助

2. 業務量の目安

本業務の業務量は、58,000,000 円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。

3. 履行期限

契約締結日の翌日（令和 7 年 5 月中旬予定）～令和 8 年 3 月 25 日

4. 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- 2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号。以下「参加資格規則」という。）第 3 条第 2 項各号に掲げる業務について、参加資格規則第 5 条の規定による資格の認定を受けた者（技術提案書の提出期限までに資格の認定を受けることが見込まれる者を含む。）であること。
- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- 5) 日本国内に、本店を有していること。
- 6) 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明者の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、受けていない者であること。
- 7) 指名停止要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第 5 条の規定による資格の認定を受けた日から契約の締結の時までの間に、ない者であること。
- 8) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- 9) 所定の期限までに参加の確認を行ったものであること。

5. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 技術力評価：企業評価

同種業務の実績（件数）、業務成績、地域精通度 等

- (2) 技術力評価：技術者評価

保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等

6. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術力評価：配置技術者評価

保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等

- (2) 実施方針・実施フロー・工程表・その他

業務理解度・実施手順

- (3) 特定テーマに対する技術提案
的確性、実現性、独創性

7. 手続等

- (1) 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県 県土整備部 河川砂防課 ダムグループ

担当：外川^{そとかわ}、泉^{いずみ}、高橋^{たかはし}、山上^{やまがみ}（窓口）、成田^{なりた}

T E L : 017 (734) 9664 (直通)

F A X : 017 (734) 8191

e-mail : kasensabo@pref.aomori.lg.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年3月12日から令和7年3月21日まで青森県県土整備部河川砂防課ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト上で交付する。

- (3) 参加表明書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和7年3月21日 午後5時まで

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課 ダムグループ担当者へ提出する。

（持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。）

- (4) 技術提案書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和7年4月14日 午後5時まで

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課 ダムグループ担当者へ提出する。

（持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。）

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金：業務委託料の10分の1（500万円以下の場合は100分の5）以上の額。

ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口：上記7.（1）に同じ。

- (5) 詳細は、説明書による。